

# 海産物の放射性物質調査結果について

- 現在では、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、福島県も含め、全ての都道府県で**基準値以下**。**福島県では沿岸・底びき網漁業を自粛**。
- 基準値を超える放射性セシウムが検出された場合、出荷制限などの措置が執られる。

福島県を含む全ての都道府県で基準値以下が確認されている代表的な海産物

平成25年4月末日時点

海藻類(ワカメ、ノリ、ヒジキ等)	貝類 <sup>※1</sup> (ホタテガイ、カキ、アワビ等)	イカ・タコ類(スルメイカ、ヤリイカ、マダコ、ミズダコ等)				
エビ・カニ類(ツノナシオキアミ、ケガニ、ガザミ等)	アジ類(マアジ、マルアジ等)	サバ類(マサバ、ゴマサバ)				
イワシ類(カタクチイワシ、マイワシ等)	サンマ	カジキ類(マカジキ、メカジキ)	カツオ			
マグロ類(クロマグロ、メバチマグロ、キハダマグロ、ビンナガマグロ等)		鯨類	ギンザケ			
イカナゴ(コウナゴ)	シラス	シロザケ	ブリ	キンメダイ	アオザメ	ヨシキリザメ
アカムツ	アオメエソ	イシダイ	イトヒキダラ	ウマヅラハギ	カマス類	カンパチ
キチジ	コノシロ	サワラ	シイラ	シシャモ	チダイ	トビウオ
トラフグ	ニシン	ヒラマサ	マハゼ	マフグ	マボヤ	ミギガレイ

※1 ビノスガイを除く。ビノスガイは漁獲実態が無くサンプル採取が困難なため検査が行われていない。

福島県沖では、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業について、一部の試験操業を除き自粛。

福島県の近隣県で出荷が制限されている(流通することはない)海産物

イシガレイ 〔福島県〕 〔茨城県〕	クロダイ 〔岩手県一部 <sup>※2</sup> 〕 〔宮城県〕 〔福島県〕	コモンカスベ 〔福島県〕 〔茨城県〕	シロメバル 〔福島県〕 〔茨城県〕	スズキ 〔岩手県一部 <sup>※2</sup> 〕 〔宮城県〕 〔福島県〕 〔茨城県〕	ニベ 〔福島県〕 〔茨城県〕	ヒガンフグ 〔宮城県南部 <sup>※3</sup> 〕 〔福島県〕	ヒラメ 〔宮城県南部 <sup>※3</sup> 〕 〔福島県〕 〔茨城県一部 <sup>※4</sup> 〕	マダラ 〔福島県〕 〔茨城県〕
-------------------------	--	--------------------------	-------------------------	--	----------------------	--	--	-----------------------

※2 岩手県・宮城県境の正東線以南の岩手県水域    ※3 金華山以南の宮城県水域    ※4 北緯36度38分以北の茨城県水域